

「確定申告書等作成コーナー」で、時間を気にせず確定申告！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅や事務所で好きな時間に、パソコンで申告書が簡単に作成できます。作成した申告書は、**印刷して税務署へ郵送するだけでOK！申告会場へ行く手間が省け、時間を気にせず確定申告ができます。**

確定申告書等作成コーナー

検索

「会場に行くのは確かにめんどろ。作成コーナーの使い方が分かれば家でもできるのに…。」
「ちょっと教えてくれる人がいれば、申告書って自分で作れそう。」

確定申告書、自分で作ってみませんか？

国税庁ホームページを使い、申告書を自分で作れる機会を提供します。パソコン操作の仕方や入力するときに不安なところなどは、職員がアドバイスをしますので初心者の方でも安心です。興味のある方は、ぜひ会場へお越しください。

場 所	日 程	時 間
入谷公民館	1月20日(火)・21日(水)	午前10時から午後4時
南方2期仮設住宅集会所	1月22日(木)・23日(金)	
戸倉中学校仮設住宅集会所	1月27日(火)・28日(水)	
役場町民税務課	1月19日(月)～30日(金) (土日祝日除く)	午前9時から午後5時

＜当日持参するもの＞

- ・源泉徴収票や事業の帳簿などの申告に必要な書類（次ページに一例があります）
- ・当日作成した申告書のデータを持ち帰りたい方は、データを保存できるUSBメモリーなど

＜おさむね君のワンポイントアドバイス＞

「申告書類確認票」で必要書類をチェック!!

毎年2月の初めに、役場から申告関係の書類を送っていますが、今年から、事前に必要な持ち物をチェックできる「**申告書類確認票**」を同封します。

申告書類確認票では、世帯ごとの所得や控除の種類に応じて、申告のときにどんな書類を用意すれば良いかが分かります。

町の申告相談会場では、申告書類確認票をもとに書類のチェックを行いますので、きちんと持ち物を確認してから申告会場へ向かいましょう。



＜納税キャラクター＞
おさむね君

おさむね君は…

地方税滞納が多い現代を憂う、武士の靈魂です。温厚な性格ですが、滞納は許さず、愛刀「一刀両断」で滞納を断ちます。

今後、納税に関するさまざまな情報をお伝えするために、広報紙に登場しますので、ご注目ください！

次ページには申告に必要な書類の一例を掲載していますので、続けてご覧ください。



今回、みなさんが余裕を持って申告の準備ができるよう、例年より早く申告相談日程をお知らせします。また、たくさんのお役立ち情報も掲載していますので、申告に向けて活用していきましょう。

所得税・町県民税の申告相談日程表

☆ベイサイドアリーナ会場☆

日 程	主な所得の種類
2月16日 月	給与・年金等
2月17日 火	給与・年金等
2月18日 水	漁業
2月19日 木	漁業
2月20日 金	漁業
2月21日 土	
2月22日 日	給与・年金等
2月23日 月	農業
2月24日 火	農業
2月25日 水	農業
2月26日 木	農業・その他事業
2月27日 金	
2月28日 土	
3月1日 日	どなたでも
3月2日 月	漁業・その他事業
3月3日 火	給与・年金等
3月4日 水	給与・年金等
3月5日 木	給与・年金等

☆平成の森会場☆

日 程	主な所得の種類
3月6日 金	
3月7日 土	
3月8日 日	給与・年金等
3月9日 月	漁業
3月10日 火	漁業
3月11日 水	
3月12日 木	漁業
3月13日 金	農業・その他事業
3月14日 土	
3月15日 日	給与・年金等
3月16日 月	どなたでも

受付時間（全日程共通）

- ・午前9時から11時30分
- ・午後1時から3時

- ・この日程だと会場に行けないかも。
- ・会場で待つのはイヤ。他に申告の方法はない？

「確定申告書等作成コーナー」を活用しましょう！

- ・申告の準備をするときに、漏れがありそうで不安。

今年は、「持ち物を確認するチェックリスト」を、役場から送ります。

「うちの世帯はいつ申告に行けばいい？」

申告相談は、原則、世帯ごとに行います。世帯の所得内容を把握して、いつ申告に行けばよいか確認してください。

◆世帯員の中に**漁業もしくは農業の所得がある方がいる世帯は、他の種類の所得があっても、「漁業」「農業」の日にお越しください。**

※漁業と農業のどちらの所得もある場合は、「漁業」「農業」のどちらの日でも構いません。

◆世帯員の中に**漁業・農業の所得がある方がおらず、その他の事業所得（小売業・サービス業・大工・外交員など）がある方がいる世帯は、「その他事業」の日へお越しください。**

◆世帯員の中に**漁業・農業・その他の事業所得がある方がいない世帯は、「給与・年金等」の日へお越しください。（収入なしを含む）**

※詳しくは、2月に役場から各世帯に送付される案内をご確認ください。